

## ○筑波大学寄宿料免除規程

〔平成16年5月27日〕  
法人規程第32号

改正 平成24年法人規程第35号

平成24年法人規程第53号

令和 元年法人規程第34号

### 筑波大学寄宿料免除規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第68条及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第74条の規定に基づき、寄宿料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (対象)

第2条 免除の対象となる者は、学生居住施設に入居している者又は入居を許可された者とする。

#### (学長が相当と認める事由)

第3条 学群学則第67条第2号又は大学院学則第73条第2号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、次のとおりとする。

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したことにより、入学料の免除が許可された場合
- (2) その他特別な事情があり、著しく経済的に困難をきたしている場合

#### (申請)

第4条 免除の申請は、当該学生が、所属の学群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長を経て、学長に行うものとする。

- (1) 寄宿料免除申請書
- (2) 被災による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長等の証明書
- (3) その他学長が提出を求める証明書等

#### (選考及び許可)

第5条 免除の選考は、学生生活支援室の議を経て学生生活を担当する副学長が行う。

2 免除の許可は、前項の選考に基づき学長が行う。

#### (許可の取消し)

第6条 免除を許可された者が、申請について虚偽の事実が判明した場合は、学長は、その許可

を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により免除の許可を取り消された者は、免除された額の寄宿料を遅滞なく納付しなければならない。

(免除の額)

第7条 災害の発生した日の属する月又は免除が許可された月（免除が許可された日が月の初日に当たるときは、その月）の翌日から起算して、6月間の範囲内で寄宿料の全額を免除することができる。

(授業料の未納を理由として除籍した場合)

第8条 授業料の未納を理由として除籍した場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(死亡又は行方不明による免除)

第9条 死亡又は行方不明のため除籍として取り扱う場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

附 則

- 1 この法人規程は、平成16年5月27日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）附則第3条に規定する研究科の学生が寄宿料の免除を申請する場合にあっては、第4条第1項中「学群長又は修士課程長、人文社会科学研究科長、ビジネス科学研究科長、数理解析科学研究所長、システム情報工学研究所長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長若しくは図書館情報メディア研究所長」とあるのは「博士課程長」と読み替えるものとする。

附 則（平24.3.29法人規程35号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.9.6法人規程53号）

この法人規程は、平成24年9月6日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学寄宿料免除規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令元.12.26法人規程34号）

(施行期日)

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の学生が寄宿料の免除の申請を行う場合にあつては、この法人規程による改正後の第4条の規定にかか

ならず、なお従前の例による。